

機構集積協力金交付事業事務取扱要領

制定	平成27年(2015年)5月12日付け経営第269号	農政部長通知
改正	平成28年(2016年)4月25日付け経営第189号	農政部長通知
改正	平成29年(2017年)5月29日付け経営第331号	農政部長通知
改正	令和元年(2019年)7月24日付け経営第636号	農政部長通知
改正	令和3年(2021年)5月27日付け経営第263号	農政部長通知
改正	令和4年(2022年)6月3日付け経営第240号	農政部長通知

第1 趣旨

農地集積・集約化対策事業実施要綱(平成26年(2014年)2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)に基づく機構集積協力金交付事業の実施に関する事業実施計画の承認及び変更手続並びに補助金の交付については、実施要綱、農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱(平成26年(2014年)2月6日付け25経営第3140号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び北海道補助金等交付規則(昭和47年(1972年)北海道規則第34号。以下「道規則」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

第2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、市町村とする。

第3 事業実施計画の承認

- 1 市町村長は、機構集積協力金交付事業を実施する場合には、市町村機構集積協力金交付事業実施計画(農政第170号様式(昭和49年(1974年)4月1日北海道告示第809号に定める様式をいう。以下「農政第__号様式」について同じ。))。以下「市町村計画」という。)を作成し、総合振興局長又は振興局長(以下「総合振興局長等」という。)の定めた日までに、様式第1号により総合振興局長等に承認の申請をするものとする。
- 2 1により市町村計画の承認の申請を受けた総合振興局長等が、市町村計画の承認をする場合は、様式第2号により通知するものとする。
- 3 総合振興局長等は、2の承認を通知するに当たっては、申請書の写しを添えて様式第3号により、あらかじめ農政部長と協議するものとする。
- 4 なお、実施要綱別記3-1第5の5に規定する交付金の使途に係る協議は、市町村と総合振興局長等が行うものとする。

第4 事業実施計画の変更

市町村計画について、以下の変更が生じた場合は、第3の手続に準じて事業計画の変更の手続を行うものとする。

- 1 実施要綱第3の3に掲げる事業の新設又は廃止
- 2 補助金額の3割を超える減又は補助金額の増

第5 助成措置

- 1 総合振興局長等は、予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費について、市町村に対して補助金を交付するものとする。
なお、対象経費は、実施要綱別表2の5に掲げるものに限るものとする。
- 2 総合振興局長等は、1の補助金の交付に当たっては、第3の1の市町村計画に記載された事業実

施年度内に完了するものとする。

第6 補助金の交付申請

市町村長が、道規則第3条の2の規定による補助金の交付を受けようとするときは、道規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、総合振興局長等が別に定める日までに、農政第1号様式の補助金等交付申請書に次の1から4までに掲げる関係書類を添えて、総合振興局長等に提出するものとする。

- 1 事業計画書(又は完了報告書)(農政第170号様式)
- 2 補助金等交付申請額算出調書(農政第14号様式)
- 3 経費の配分調書(農政第18号様式)
- 4 事業予算書(農政第20号様式)

第7 補助金の交付申請額

補助金の交付申請は、別表に定める補助率及び実施要綱別記2-1に定める補助単価等から算出される額(以下「補助対象経費」という。)により行うものとする。

第8 補助金の交付決定の通知

- 1 総合振興局長等は、第6の規定による補助金等交付申請書の提出があったときは、必要に応じ、当該申請について道規則第4条による調査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、様式第4号の補助指令書により当該市町村長に通知するものとする。
- 2 総合振興局長等は、1の規定による通知を行ったときは、当該市町村長から受理した補助金等交付申請書の写しを農政部長に提出するものとする。
- 3 総合振興局長等は、補助金の交付の決定に当たり、概算払ができるものと認めた場合又は補助事業を遂行する上で周知させる事項がある場合には、補助指令書とともに様式第5-1号により市町村長にその旨の通知をするものとする。
- 4 総合振興局長等は、道規則第6条第2項の規定による補助金の交付をしないことを決定したときは、様式第5-2号様式により市町村長に速やかに通知するものとする。

第9 申請の取下げ

- 1 市町村長は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に不服があるときには、補助金の交付の決定の通知を受理した日から10日以内に、農政第22号様式の補助金等交付申請取下書を提出して申請を取り下げることができるものとする。
- 2 総合振興局長等は、補助金の交付の申請の取下げがあったときには、農政部長に報告するものとする。

第10 補助事業の内容等の変更

- 1 市町村長は、補助事業について、別表に掲げる重要な変更をするときは、農政第21号様式の補助事業等変更承認申請書を総合振興局長等に提出するものとする。
- 2 総合振興局長等は、1の規定による変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに承認の決定を行い、様式第6-1号又は様式第6-2号の変更指令書により当該市町村長に通知するものとする。
- 3 総合振興局長等は、2の規定による通知を行ったときは、当該市町村長から受理した申請書の写しを農政部長に提出するものとする。

第11 補助事業の中止又は廃止

- 1 市町村長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときには、農政第23号様式の補助事業等

中止(廃止)承認申請書に関係書類を添えて、総合振興局長等に承認の申請を行うものとする。

- 2 総合振興局長等は、1の中止若しくは廃止について承認するとき又は不承認のときには、様式第7号により市町村長に通知するものとする。
- 3 総合振興局長等は、2の承認又は不承認を通知するに当たっては、申請書の写しを添えてあらかじめ農政部長と協議するものとする。

第12 事業の執行の遅延又は不能

- 1 市町村長は、補助事業が予定の期限までに完了する見込みがないとき又はその遂行が困難となったときには、農政第24号様式の補助事業等執行遅延(不能)報告書に様式第8号の事業遂行状況報告書を添えて、総合振興局長等に報告し、その指示を受けるものとする。
- 2 総合振興局長等は、1について市町村長に事業遂行を指示するときには、様式第9号により行うものとする。
- 3 総合振興局長等は、2の事業遂行を指示するに当たっては、報告書等の写しを添えてあらかじめ農政部長と協議するものとする。ただし、年度内に完了する見込みがあるときには、協議を要しないものとする。

第13 事情変更

- 1 総合振興局長等は、補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときには、道規則第8条により次のいずれかの措置をとるものとする。

- (1) 補助金の交付の決定の全部又は一部の取消し
次の様式により市町村長に通知するものとする。

	取消しに係る部分の 返還金なし	取消しに係る部分の 返還金あり
全部の取消し	様式第10-1号	様式第10-2号
一部の取消し	様式第10-3号	様式第10-4号

- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件の変更
様式第10-5号により市町村長に通知するものとする。

- 2 総合振興局長等は、1の(1)により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部長と協議するものとする。

第14 概算払

- 1 市町村長は、概算払の申請をしようとするときには、農政第25号様式の補助金等概算払申請書を総合振興局長等に提出するものとする。
- 2 総合振興局長等は、概算払をすることと決定したときには、様式第11-1号により市町村長に通知するものとする。
- 3 総合振興局長等は、北海道補助金等交付規則の運用について(昭和47(1972年)年4月1日付け局総第303号副出納長通達)第9条関係2の(4)の規定により資金不足が生じないと認められるときは、様式第11-2号により、概算払をしない理由を付して市町村長に通知するものとする。

第15 事業遂行状況報告

総合振興局長等は、道規則第11条の規定により補助事業の遂行状況報告を必要とするときには、様式第8号の事業遂行状況報告書を市町村長に提出させるものとする。

第16 事業の遂行命令

- 1 総合振興局長等は、市町村長が補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときには、様式第12-1号により市町村長にその遂行を命ずるものと

する。

- 2 総合振興局長等は、市町村長が1の命令に従わないときには、様式第12-2号により市町村長に補助事業の一時停止及び是正措置を命ずるものとする。
- 3 総合振興局長等は、市町村長が2の命令に従い是正措置を講じたときには、様式第12-3号により市町村長に一時停止の解除を命ずるものとする。
- 4 総合振興局長等は、市町村長が2の命令に従わないときには、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとし、次の様式により市町村長に通知するものとする。

	取消しに係る部分の 返還金なし	取消しに係る部分の 返還金あり
全部の取消し	様式第10-1号	様式第10-2号
一部の取消し	様式第10-3号	様式第10-4号

- 5 総合振興局長等は、4により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部長と協議するものとする。

第17 実績の報告

- 1 市町村長は、補助事業が完了した日(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)から30日以内又は翌年度の4月5日までのうち、いずれか早い日までに、農政第28号様式の補助事業等実績報告書に次に掲げる関係書類を添えて、総合振興局長等に提出するものとする。
 - (1) 事業計画書(又は完了報告書)(農政第170号様式)
 - (2) 補助金等精算書(農政第29号様式)
 - (3) 事業精算書(農政第31号様式)
- 2 1の実績報告書には、支出伝票や領収書等、補助事業に要した経費の支出を証する書面の写し等、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しを添付することとし、これにより難しい場合は事業実績内訳明細書を添付することにより代えることができるものとする。

第18 補助金の確定額

補助金の確定額は、補助事業に要した経費の実支出額と交付決定額(変更した場合は変更後の交付決定額とする。)とのいずれか低い額とする。

第19 額の確定

- 1 総合振興局長等は、道規則第15条に定める額の確定を通知するときには、様式第13-1号により行うものとする。
- 2 総合振興局長等は、額の確定に伴い、本要領に定める要件を満たさないことが判明した場合、補助金を本事業の実施に要する経費以外に使用した場合、事業を実施していなかった場合、市町村から提出された補助事業等実績報告書の内容に虚偽があった場合又は全ての事業が完了した時点において補助金に残余がある場合には、様式第13-2号により市町村長にその超過額の返還を命ずるものとする。
- 3 総合振興局長等は、補助金の額を確定したときは、4月8日までに、当該補助金に係る交付状況を取りまとめ、様式第14号の補助金交付状況報告書を農政部長に報告するとともに、第17の1の規定により市町村から提出された補助事業等実績報告書及び関係書類の写しを添えて、様式第16号により農政部長へ報告するものとする。

第20 帳簿及び書類の保管

市町村長は、当該補助事業に関する帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、当該補助事業終了の年度の翌年度から起

算して10年間整備・保管しなければならない。

第21 交付決定の取消し及び補助金返還

1 総合振興局長等は、第13の規定のほか、道規則第17条により、市町村長が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

なお、この規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのに補助金を使用しないとき。
- (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告により補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等(道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。)を重複して受領したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

2 総合振興局長等は、1について補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、次の様式により市町村長に通知するものとする。

	取消しに係る部分の 返還金なし	取消しに係る部分の 返還金あり
全部の取消し	様式第10-1号	様式第10-2号
一部の取消し	様式第10-3号	額の確定前 様式第10-4号
		額の確定後 様式第10-6号

3 総合振興局長等は、2により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部長と協議するものとする。

第22 特例措置

1 事業の実施については、道規則第4条第1項の交付の決定(以下「交付決定」という。)後に着手するものとするが、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急、かつ、やむを得ない事情により、補助金の交付の決定の通知前に着手をする必要がある場合には、市町村長は、様式第15号の交付決定前着手届を総合振興局長等に提出するものとする。

2 総合振興局長等は、1により提出を受けた場合は、その必要性を検討の上、農政部長に報告するものとする。

第23 関係機関との連携

市町村は、本事業を実施するに当たり、関係機関と密接に連携し、本事業を地域の実情に即して効果的に推進するよう努めるものとする。

第24 報告及び検査

総合振興局長等は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、道規則第23条の2により、市町村及び協力金の交付を受けた農業者等に対し、報告を求め、その職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させること若しくは関係者に質問させること、並びに現地への立入調査を行うことができるものとする。

第25 その他

この要領に定めるもののほか、交付基準、その他この事業の実施に必要な事項は、農政部長が別に定めるものとする。

附則(平成27年(2015年)5月12日付け経営第269号)

この要領は、平成27年(2015年)5月12日から施行する。ただし、機構集積協力金交付事業実施要領(平成26年(2014年)5月7日付け経営第299号 農政部長通知)並びに人・農地問題解決加速化支援事業等補助金交付要領(平成24年(2012年)2月28日付け経営第1245号農政部長通知)により平成26年(2014年)度を実施した事業については、なお、従前の例によるものとする。

附則(平成28年(2016年)4月25日付け経営第189号)

この要領は、平成28年(2016年)4月25日から施行する。ただし、改正前のこの要領に基づき平成27年(2015年)度に補助金の交付決定を受けた事業については、なお従前の例によるものとする。

附則(平成29年(2017年)5月29日付け経営第331号)

この要領は、平成29年(2017年)5月29日から施行し、平成29年(2017年)4月3日から適用する。ただし、改正前のこの要領に基づき平成28年(2016年)度に補助金の交付決定を受けた事業については、なお従前の例によるものとする。

附則(令和元年(2019年)7月24日付け経営第636号)

この要領は、令和元年(2019年)7月24日から施行し、平成31年(2019年)4月1日から適用する。ただし、改正前のこの要領に基づき平成29年(2017年)度及び30年(2018年)度に補助金の交付決定を受けた事業については、なお従前の例によるものとする。

附則(令和3年(2021年)5月27日付け経営第263号)

この要領は、令和3年(2021年)5月27日から施行し、令和3年(2021年)4月1日から適用する。ただし、改正前のこの要領に基づき令和2年(2020年)度に補助金の交付決定を受けた事業については、なお従前の例によるものとする。

附則(令和4年(2022年)6月3日付け経営第240号)

この要領は、令和4年(2022年)6月3日から施行し、令和4年(2022年)4月1日から適用する。ただし、改正前のこの要領に基づき令和3年(2021年)度に補助金の交付決定を受けた事業については、なお従前の例によるものとする。

別表(第10関係)

補助対象 事業費	経費の内容	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
機構集積 協力金 交付事業	<p>市町村が実施要綱第3の3の規定に基づいて行う次の事業に要する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域集積協力金交付事業 2 集約化奨励金交付事業 3 経営転換協力金交付事業 4 機構集積協力金推進事業 	定額		<ul style="list-style-type: none"> ・経費の内容欄に掲げる1から4までの事業の新設又は廃止 ・補助金額の3割を超える減又は補助金額の増

様式第1号(第3の1関係)

(記号)第 号
年 月 日

総合振興局長(振興局長) 様

(市町村長)
氏 名 印

年度事業実施計画の承認(変更)申請について

機構集積協力金交付事業事務取扱要領(平成27年(2015年)5月12日付け経営第269号農政部長通知)第3の1に基づき、市町村事業実施計画の承認(変更)を申請します。

添付資料：市町村事業実施計画(農政第170号様式)

様式第2号(第3の2関係)

(記号)第 号
年 月 日

(市町村長) 様

総合振興局長(振興局長)

年度事業実施計画の(変更の)承認について

年 月 日付けで(変更の)申請のあった市町村実施計画について、機構集積協力金交付事業事務取扱要領(平成27年(2015年)5月12日付け経営第269号農政部長通知)第3の2に基づき承認します。

(部 課 グループ(係))

様式第3号(第3の3関係)

(記号)第 号
年 月 日

農政部長 様

総合振興局長(振興局長)

年度事業実施計画の承認(変更)について(協議)

機構集積協力金交付事業事務取扱要領(平成27年(2015年)5月12日付け経営第269号農政部長通知)第3の3に基づき、市町村実施計画の承認(変更)について次のとおり協議します。

記

[承認の申請(変更)があった市町村名]

- 1 ○○
- 2 ○○

(部 課 グループ(係))

添付資料：市町村からの承認申請(様式第1号)・市町村事業実施計画(農政第170号様式)の写し

(記号)第 号指令

(市町村長)

年 月 日申請の機構集積協力金交付事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。
 ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

総合振興局長(振興局長) 印

- 1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	補助対象経費		補助金の額		完了期限
	区分	金額	金額	金額	
機構集積協力金交付事業	1 地域集積協力金交付事業費	円	円		年 月 日
	2 経営転換協力金交付事業費集約化奨励金交付事業費	円	円		
	3 機構集積協力金推進事業費経営転換協力金交付事業費	円	円		
	4 機構集積協力金推進事業費	円	円		
合計					

- 2 補助対象経費の区分の欄の1～3の経費と4の経費の相互間における流用はできません。
- 3 次のいずれかに該当する補助事業の内容を変更するときは、総合振興局長(振興局長)の承認を受けなければなりません。
- (1) 1の表の区分欄の1から4までに掲げる事業の新設又は廃止
- (2) 補助金額の3割を超える減又は補助金額の増
- 4 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、総合振興局長(振興局長)の承認を受けなければなりません。
- 5 補助事業が期限までに完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに総合振興局長(振興局長)に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 6 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を総合振興局長(振興局長)に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
- 7 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
- 8 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。
- 9 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。

- 10 補助事業が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月5日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を総合振興局長(振興局長)に提出しなければなりません。
- 11 この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。
- 12 補助事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から10年間保存しなければなりません。
- 13 当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱(平成26年(2014年)2月6日付け25経営第3140号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)別記様式第8号による補助金調書を作成しておかなければなりません。
- 14 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
 - (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等(道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。)を重複して受領したとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長(振興局長)の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 15 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 16 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 17 第6項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。
- 18 市町村長は、補助事業の執行に当たり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、同法施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)等の法令、北海道補助金等交付規則(昭和47年(1972年)北海道規則第34号)、北海道補助金等交付規則の運用について(昭和47年(1972年)4月1日付け局総第303号副出納長通達)、農地集積・集約化対策事業実施要綱(平成26年(2014年)2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知)及び交付要綱の定めによるほか、機構集積協力金交付事務取扱要領(平成27年(2015年)5月12日付け経営第269号農政部長通知)の定め及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

(部 課 グループ(係))

(記号)第 号
年 月 日

(市町村長) 様

総合振興局長(振興局長) 印

補助金の交付の決定について(通知)

年 月 日申請の機構集積協力金交付事業に係る補助金の交付について、別紙指令書のとおり決定したので通知します。

なお、次の事項に留意の上、事業を適切に遂行してください。

記

この補助金は、補助事業の遂行上必要と認められるときは、申請により概算払をしますので、概算払が必要な場合は、補助金等概算払申請書を提出してください。

(部 課 グループ(係))

注 概算払以外に通知する事項がある場合には、記以下に適宜通知事項を記載すること。

様式第5-2号(第8の4関係)

(記号)第 号
年 月 日

(市町村長) 様

総合振興局長(振興局長) 印

補助金の不交付の決定について(通知)

年 月 日申請の機構集積協力金交付事業に係る補助金については、次の理由により交付しないことと決定したので通知します。

記

補助金を交付しない理由

(部 課 グループ(係))

様式第 6 - 1 号 (第10の 2 関係)

(記号) 第 号指令

(市町村長)

年 月 日申請の機構集積協力金交付事業に係る計画の変更については、これを承認します。
ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

総合振興局長(振興局長) 印

この承認の内容は、 年 月 日付け補助事業等変更承認申請書記載のとおりです。

(部 課 グループ(係))

注 1 この様式は、補助金の総額に変更を来さない計画変更の場合に使用すること。

2 この変更承認に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更指令の条件として、その変更の内容を記載すること。

様式第6-2号(第10の2関係)

(記号)第 号指令

(市町村長)

年 月 日申請の機構集積協力金交付事業に係る計画の変更を承認し、年 月 日付け(記号)第 号指令の補助金「金 円」を「金 円」に変更します。
ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

総合振興局長(振興局長) 印

- 1 この承認の内容は、年 月 日付け補助事業等変更承認申請書記載のとおりです。
- 2 変更後の補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	変更前				変更後			
	補助対象経費		補助金の額	完了期限	補助対象経費		補助金の額	完了期限
	区分	金額			区分	金額		
		円	円	年月日		円	円	年月日

(部 課 グループ(係))

- 注1 この様式は、補助金の総額に変更を来す計画変更の場合に使用すること。
- 2 この変更承認に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更指令の条件として、その変更の内容を記載すること。
 - 3 表の記載欄が不足する場合には、文中「次のとおり」を「別紙のとおり」に改め、別紙にて処理すること。

様式第7号(第11の2関係)

(記号)第 号指令

(市町村長)

年 月 日申請に係る機構集積協力金交付事業の中止(廃止)については、承認します〔次の理由により承認しません〕。

年 月 日

総合振興局長(振興局長) 印

(部 課 グループ(係))

注1 中止又は廃止を承認する場合は、〔 〕書きの箇所を削除すること。

2 中止又は廃止を承認しない場合は、「承認します」の箇所を〔 〕書きによることとし、記として不承認の理由を記載すること。

事業遂行状況報告書

(記号)第 号
年 月 日

総合振興局長(振興局長) 様

(市町村長)
氏名

年 月 日付け(記号)第 号指令で補助金の交付の決定を受けた機構集積協力金交付事業に係る遂行状況について、次のとおり報告します。

記

- 1 事業実施主体名
- 2 事業完了予定 年 月 日
- 3 実施状況

区分	費目	事業費 A	執行額 B	進捗率 B/A	支出済額	備考
		円	円	%	円	

注 補助事業等執行遅延(不能)報告書に添付する場合には、標題及び記以下の事項以外の部分を削除して使用すること。

様式第9号(第12の2関係)

(記号)第 号指令

(市町村長)

年 月 日提出のあった補助事業等執行遅延報告書に基づき、機構集積協力金交付事業の執行を次のとおり指示します。

年 月 日

総合振興局長(振興局長) 印

- 1 事業完了期限を 年 月 日とします。
- 2 補助事業を完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、速やかに補助事業等実績報告書を総合振興局長(振興局長)に提出しなければなりません。会計年度が終了したときも、また同様とします。

(部 課 グループ(係))

様式第10-1号(第13の1、第16の4及び第21の2関係)

(記号)第 号達

(市町村長)

年 月 日付け(記号)第 号指令による機構集積協力金交付事業に係る補助金の交付の
決定を、次のとおり取り消します。

年 月 日

総合振興局長(振興局長) 印

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由

(部 課 グループ(係))

注 この様式は、交付決定の全部の取消しに伴う返還金のない場合に使用すること。

様式第10-2号(第13の1、第16の4及び第21の2関係)

(記号)第 号達

(市町村長)

年 月 日付け(記号)第 号指令による機構集積協力金交付事業に係る補助金の交付の
決定を取り消し、既に交付した補助金「金 円」の返還を命じます。
ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

総合振興局長(振興局長) 印

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由
- 3 返還すべき補助金は、別に総合振興局長(振興局長)が発行する納入通知書により納付すること。
- 4 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。

(部 課 グループ(係))

注1 この様式は、交付決定の全部の取消しに伴う返還金のある場合に使用すること。

2 この命令書と当該還付金に係る納入通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

様式第10-3号(第13の1、第16の4及び第21の2関係)

(記号)第 号達

(市町村長)

年 月 日付け(記号)第 号指令の機構集積協力金交付事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消すとともに、補助金「金 円」を「金 円」に変更します。
ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

総合振興局長(振興局長) 印

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由
- 3 変更後の補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	変更前				変更後			
	補助対象経費		補助金の額	完了期限	補助対象経費		補助金の額	完了期限
	区分	金額			区分	金額		
		円	円	年月日		年月日	円	年月日

(部 課 グループ(係))

- 注1 この様式は、交付決定の一部の取消しに伴う返還金のない場合に使用すること。
- 2 第2項に関し、補助事業の名称、補助対象経費の額、補助金の額及び完了期限は、必ず記載するものとし、必要に応じ、交付の決定の内容及び変更の内容を記載すること。
 - 3 変更に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件としてその内容を記載すること。
 - 4 「取消しの内容」欄は、その取消しの対象となった部分が明らかになるよう詳細に記載すること。
 - 5 表の記載欄が不足する場合には、文中「次のとおり」を「別紙のとおり」に改め、別紙にて処理すること。

(記号)第 号達

(市町村長)

年 月 日付け(記号)第 号指令の機構集積協力金交付事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消し、当該取消し部分に関し既に交付した補助金「金 円」の返還を命じるとともに、補助金「金 円」を「金 円」に変更します。

ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

総合振興局長(振興局長) 印

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由
- 3 返還すべき補助金は、別に総合振興局長(振興局長)が発行する納入通知書により納付すること。
- 4 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。
- 5 変更後の補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	変更前				変更後			
	補助対象経費		補助金の額	完了期限	補助対象経費		補助金の額	完了期限
	区分	金額			区分	金額		
		円	円	年月日		円	円	年月日

(部 課 グループ(係))

- 注1 この様式は、交付決定の一部の取消しに伴う返還金のある場合(ただし、額の確定後は除く。)に使用すること。
- 2 変更に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件としてその内容を記載すること。
 - 3 「取消しの内容」欄は、その取消しの対象となった部分が明らかになるよう詳細に記載すること。
 - 4 第5項に関し、補助事業の名称、補助対象経費の額、補助金の額及び完了期限は、必ず記載するものとし、必要に応じ、交付の決定の内容及び変更の内容を記載すること。
 - 5 表の記載欄が不足する場合には、文中「次のとおり」を「別紙のとおり」に改め、別紙にて処理すること。
 - 6 この命令書と当該還付金に係る納入通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

様式第10－5号(第13の1関係)

(記号)第 号達

(市町村長)

年 月 日付け(記号)第 号指令の機構集積協力金交付事業に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件を次のとおり変更します。

年 月 日

総合振興局長(振興局長) 印

1 削除事項

- (1)
- (2)

2 追加事項

- (1)
- (2)

(部 課 グループ(係))

注 この様式は、事情変更による交付決定の内容及びこれに付けた条件の変更を行う場合に使用すること。

様式第10－6号(第21の2関係)

(記号)第 号達

(市町村長)

年 月 日付け(記号)第 号指令の機構集積協力金交付事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消し、当該取消し部分に関し既に交付した補助金「金 円」の返還を命じます。

年 月 日

総合振興局長(振興局長) 印

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由
- 3 返還すべき補助金は、別に総合振興局長(振興局長)が発行する納入通知書により納付すること。
- 4 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。

(部 課 グループ(係))

- 注1 この様式は、交付決定の一部の取消しに伴う返還金のある場合で、額の確定後のものに使用すること。
- 2 変更に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件としてその内容を記載すること。
 - 3 「取消しの内容」欄は、その取消しの対象となった部分が明らかになるよう詳細に記載すること。
 - 4 この命令書と当該還付金に係る納入通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

(記号)第 号
年 月 日

(市町村長) 様

総合振興局長(振興局長) 印

補助金の概算払について(通知)

年 月 日申請に基づき、機構集積協力金交付事業に係る補助金について、次のとおり概算払をすることと決定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|----------|---|----|
| 1 | 概算払をする時期 | | 月頃 |
| 2 | 概算払をする額 | 金 | 円 |

(部 課 グループ(係))

注1 概算払をする時期については、月単位で表示すること。ただし、この通知後直ちに支払うものにあっては、おおよその月日を記載しても差し支えないものであること。

様式第11-2号(第14の3関係)

(記号)第 号
年 月 日

(市町村長) 様

総合振興局長(振興局長) 印

補助金の概算払について(通知)

年 月 日申請の機構集積協力金交付事業に係る補助金については、次の理由により概算払をしないことと決定したので通知します。

記

補助金の概算払をしない理由

(部 課 グループ(係))

様式第12-1号(第16の1関係)

(記号)第 号達

(市町村長)

年 月 日付け(記号)第 号指令による機構集積協力金交付事業を当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付けられた条件その他法令の規定に従い、善良な管理者の注意をもって遂行することを命じます。

年 月 日

総合振興局長(振興局長) 印

(部 課 グループ(係))

様式第12-2号(第16の2関係)

(記号)第 号達

(市町村長)

年 月 日付け(記号)第 号指令による機構集積協力金交付事業の遂行状況が当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件その他法令の規定に違反しているものと認められるので、当該事業の遂行を停止し、次のとおりその是正措置を講ずることを命じます。

年 月 日

総合振興局長(振興局長) 印

1 講ずべき是正措置は、次のとおりです。

(1)

(2)

2 是正措置は、年 月 日までに完了させること。

3 是正措置が完了したときには、直ちに、その旨を総合振興局長(振興局長)に報告すること。

4 この命令に違反したときは、当該事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。

(部 課 グループ(係))

注 講ずべき是正措置は、できる限り具体的、かつ、詳細に記載すること。

様式第12-3号(第16の3関係)

(記号)第 号達

(市町村長)

年 月 日付け(記号)第 号達で命じた機構集積協力金交付事業の遂行の停止を解除します。

年 月 日

総合振興局長(振興局長) 印

(部 課 グループ(係))

様式第13-1号(第19の1関係)

(記号)第 号
年 月 日

(市町村長) 様

総合振興局長(振興局長) 印

補助金の額の確定について(通知)

年 月 日提出の補助事業等実績報告書を審査(及び実地検査)した結果、機構集積協力金交付事業に係る補助金の額を次のとおり確定したので、通知します。

記

補助金の確定額 金 円

(部 課 グループ(係))

様式第13-2号(第19の2関係)

(記号)第 号達

(市町村長)

年 月 日付け(記号)第 号で通知した機構集積協力金交付事業に係る補助金の額の確定に伴い、当該確定額を超えて交付した補助金「金 円」の返還を命じます。
ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

総合振興局長(振興局長) 印

- 1 返還すべき補助金は、別に総合振興局長(振興局長)が発行する返納通知書により納付すること。
- 2 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

(部 課 グループ(係))

注 この命令書と当該返還金に係る返納通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

補助金交付状況報告書

事業名 機構集積協力金交付事業

事業年度	市町村名 (補助事業者)	総事業費 (補助対象経費)	補助金 交 付 決定額	補助指令 年月日	補助金の 支出額	補助金 支 出 年月日	実績報告 年 月 日	補助金 の額の 確定額	確定 年月日
		円	円		円			円	
		上段 計画	変更	変更	概算 概算 精算 計				
		下段 実績							
		上段 計画	変更	変更	概算 概算 精算 計				
		下段 実績							
		上段 計画	変更	変更	概算 概算 精算 計				
		下段 実績							
		上段 計画	変更	変更	概算 概算 精算 計				
		下段 実績							

(記号)第 号
年 月 日

総合振興局長(振興局長) 様

(市町村長)
氏 名

年度機構集積協力金交付事業交付決定前着手届

機構集積協力金交付事業事務取扱要領(平成27年(2015年)5月12日付け経営第269号農政部長通知)第22の1に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手するので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更(事業の内容変更)はないこと。

別添

区分	事業費	うち国費	着 手 年月日	完了予定 年月日

理 由

様式第16号(第19の3関係)

(記号)第 号
年 月 日

農政部長 様

総合振興局長(振興局長)

年度事業完了報告について

機構集積協力金交付事業事務取扱要領(平成27年(2015年)5月12日付け経営第269号農政部長通知)第19の3に基づき、次のとおり報告します。

記

[完了の報告があった市町村名]

- 1 ○○
- 2 ○○

(部 課 グループ(係))

添付資料：市町村からの補助事業等実績報告書の写し